

日本知的財産仲裁センター東北支所

# 知財に関する 講演会

会場及びオンライン  
Zoomウェビナーにて開催します。

参加費  
無料

2026  
5/22 金

15:30-17:00

会場 仙台弁護士会館 4階  
仙台市青葉区一番町2丁目9番18号

## 講演会

### 講師 「パクリ」はどこまで許される？ 知的財産法の基本を横断的に学ぶ

河部 康弘 弁護士・弁理士

#### プロフィール

弁護士（河部法律事務所）

2013年に知財系ブティック法律事務所である小林・弓削田法律事務所に入所し、2022年にパートナー就任。2026年に河部法律事務所を設立。

弁護士登録から一貫して知財の紛争業務に従事しており、特許、商標、意匠、著作権、不正競争防止法など知的財産関係の訴訟業務の経験が豊富。

弁理士会での研修講師や、税関の輸入差止手続の専門委員なども務める。

#### 講演概要

「知財」という言葉は、誰もが知る言葉になりました。また、「パクリ」という言葉の印象が示すとおり、真似・模倣行為は倫理的にやってはいけないことというイメージがあります。しかし、人類が先人の真似の繰り返しで発展してきたことは間違いなく、法律も、何でもかんでも真似したら「パクリ」だから許されないとしているわけではありません。

法律上の「知財」が実際にはどんなものなのか、どこまでの真似は許されて、どこからは許されないのか、紛争の現場で出た結論までご存じの方は、少ないと思います。

本講演では、いわゆる真似・模倣・パクリがどこまでは法律上許され、どこからが許されなくなるのかという視点を交えて、「知財」が具体的にどのような法律で保護されているのか、受講者の皆様がざっくり全体を把握できるようになることを目標にしています。



主催

日本知的財産仲裁センター東北支所

お問い合わせ

日本知的財産仲裁センター東北支所事務局  
Tel. 022-223-1005

## 参加申込方法

下記のフォームから、事前申込をお願いします。

<https://forms.gle/2XVGX6J5VsVrJuzt5>

会場でのご参加の場合は、事前のお申込みがなくてもご出席いただくことは可能ですが、会場の定員を超えた際は事前申込者を優先させていただきますのでご容赦ください。



zoom

ウェビナーでのご参加の際は、  
必ずウェビナー登録もお願いします。  
(お申込み期間 2026年5月21日まで)  
<https://bit.ly/40ulkSP>



#### 【注意事項】

- Zoomウェビナーへの参加にあたり、Zoom上で名前とメールアドレスの入力が必要です。
- Zoomについては、Zoomサービス規約の内容をご確認いただき、同意の上で、ご利用ください。
- Zoomウェビナーのサービス・機能等に関するサポートは致しかねます。
- 本講演会は、仙台弁護士会の協力の下、仙台弁護士会が所有するZoomアカウントをホストとするため、ご出席される方の氏名、Zoom参加の際に入力された氏名及びメールアドレスは、仙台弁護士会にも提供されることとなりますので、ご同意いただいたうえでお申し込みください。
- 当日、何らかの理由で通信が中断し復旧困難となった場合、やむを得ずセミナーを中止する可能性があります。また、PC環境・通信状況等の不具合については当センターでは責任を負わず、サポート対応等も行いかねますので予めご了承ください。
- 講演会の録画、録音、撮影、画面キャプチャー等は一切お断りいたします。著作権侵害となることもありますので、ご注意ください。